

北海道新型コロナウイルス感染症対策本部 第142回本部会議 記録

日 時／令和5年3月13日（月）
17：04～17：35
場 所／本庁舎3階 テレビ会議室

【副本部長（小玉副知事）】

これより、北海道新型コロナウイルス感染症対策本部の第142回本部会議を開催いたします。なお、本日から庁内におけるマスク着用の取扱いが変更されました。この本部会議も新たな取扱いを踏まえて開催いたします。それでは、まず、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更、これに伴う医療提供体制及び公費支援の見直し等、そして、道内の感染状況等について、新型コロナウイルス感染症対策監から説明を願います。

【佐賀井新型コロナウイルス感染症対策監】

資料1をご覧ください。先週10日ですが、政府対策本部が開催されまして、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う医療提供体制及び公費支援の見直し等についてが、決定されましたので、その概要についてご説明いたします。

まず、スライド1の上段でございます。1「位置付け変更に伴う医療提供体制の見直し」の(1)基本的な考え方でございますが、医療提供体制は、入院措置を原則とする行政の関与を前提とした限られた医療機関による特別な対応から、幅広い医療機関による自律的な通常の対応に移行していくこととされ、具体的には、これまで新型コロナの診療等に対応していただいていた医療機関には、引き続きの対応をお願いしながら、新たな医療機関の参画を促す取組を重点的に進めますとともに、令和6年4月の診療報酬や介護報酬の同時改定を通じ、新型コロナ対応を組み込んだ新たな報酬体系による医療提供体制に段階的に移行することとされたところでございます。

次に、表の中段ですが、3月上旬から着手する取組についてです。(2)外来や(3)入院など、幅広い医療機関の対応に移行していくため、感染対策は、効率的な対応に見直しますとともに、新たな対応に向け、設備整備や個人防護具の確保等への補助の継続による参画医療機関の増加のほか、医師等の応招義務の整理では、新型コロナが新型インフルエンザ等感染症から外れることも踏まえ、新型コロナの「り患」やその疑いのみを理由とした診療拒否は応招義務の例外に当たらない旨の明確化に加えまして、医療機関や地方自治体に対し、診療の手引きや感染対策の見直し、応招義務の整理等について、わかりやすく周知していくとともに、各都道府県においては、入院やその調整に関し、受入医療機関の拡大等を盛り込んだ9月末までの移行計画を4月中に策定することとされたところでございます。

次に、位置付け変更に伴う更なる取組といたしまして、まず、(2)外来ですが、国、都道府県で、定期的に対応医療機関数を把握しつつ、広く一般的な医療機関での対応を目指し、医療機関数の維持、拡大を促していくことや、対応医療機関名等の公表の仕組みについては、当面継続することとされたところでございます。

次に、(3)入院では、移行計画を策定しながら、重点医療機関等以外で受入れ経験がある医療機関は、軽症や中等症Ⅰの患者受入れを促すほか、これまでに確保病床を有していた医療機関へは、重症者や中等症Ⅱの患者の受入れへと重点化を目指し、また、病床確保

料は、診療報酬の見直しに連動して、補助単価や休止病床の範囲等の見直しを行った上で、9月末までを目途に措置するとし、その後の対応は、その拡充の進捗状況等を踏まえ、必要な見直しを行っていくとされております。

次に、(4)入院調整ですが、医療機関の間で調整が行われる体制へ移行していくことが基本とされ、まずは、軽症や中等症Ⅰの患者から医療機関の間での調整を進め、秋以降は、その進捗を踏まえ、重症者や中等症Ⅱの患者の取組を進めつつ、こうした医療機関への支援を検討していくこととされたところです。なお、その下段でございますが、こうした取組について、国や都道府県は、対応医療機関の維持や拡大、入院調整の取組を地域の実情に応じて、位置付け変更を待たずに調整等を進めることとされてございます。

次に、(5)自宅療養者への対応ですが、発熱時等の受診相談機能や、陽性者の体調急変時の相談機能など、現状の取組を継続することや(6)診療報酬の取扱いでは、5月8日以降、外来等や入院の診療報酬特例について、医療の現場の実態を踏まえて、外来は、感染対策を評価しつつ、特例を見直す一方で、新たに入院調整業務や地域包括ケア病棟での受入れなどを評価することとされたところでございます。

続いて、スライド2をご覧ください。2「高齢者施設等における対応」では、施設からの適切で確実な入院体制の確保や感染対策の徹底、医療機関との連携強化や、施設内療養体制の確保などの政策や措置は当面継続することとされたところです。

次に、3「患者等に対する公費支援の取扱い」では、位置付け変更により、入院措置等がなくなり、また、医療保険の適用により、一部自己負担が生じることから、国民の皆さん等の急激な負担増を回避するため、医療費の自己負担に係る一定の公費支援を期限を区切って継続することとされ、(1)外来医療費のとおり、高額な治療薬の公費支援は、9月末まで措置するほか、(2)入院医療費のとおり、高額療養費の自己負担は、限度額から2万円、減額措置とされたところです。

また、(3)検査では、抗原定性検査キットの普及や他疾患との公平性を踏まえ、公費支援は5月7日で終了し、医療保険の適用により、自己負担が生じるほか、高齢者施設等の集中検査は、引き続き、行政検査の扱いとされ、(4)相談窓口では、外来や救急への影響緩和のため、自治体の受診相談機能は継続、また、陽性者登録機能や行政によるプッシュ型の健康観察は終了、さらに、(5)宿泊療養施設は、外出自粛がないため、隔離のための施設は終了。ただし、高齢者や妊婦の療養のための施設は、自己負担を前提に、自治体の判断で9月末まで継続可能とされたところでございます。

最後に、4「その他」として、(1)病原性が大きく異なる変異株が生じた場合の対応では、オミクロン株とは大きく病原性が異なる変異株が出現するなど、科学的な前提が異なる状況になれば、ただちに必要な対応を講じること、また、そうした場合などには、新たな変異株を感染症法上の指定感染症に位置づけた上で、特措法に基づく対策本部や道の本部も設置するなどして、必要な体制を確保することとされたところです。

また、(2)水際措置では、(1)の状況になれば、検疫法に基づく政令指定により、隔離や停留措置を可能とするなど、必要な措置を講じること、(3)ワクチン接種では、令和5年度は、5歳以上の全ての対象者に、秋冬に接種を行い、高齢者等の重症化リスクが高い者等には、春夏にも追加接種を行い、引き続き、自己負担なく受けられるようにすることとされたところです。資料1の説明は以上でございます。

続きまして、資料2をご覧ください。道内の感染状況等についてです。まず、スライド1です。主な指標の状況について、昨日、3月12日時点で、新規感染者数は、全ての地域で今週先週比が「1」を下回っており、人口10万対では、札幌市42.9人、札幌市を除く地域

で50.4人、全道で47.6人と、いずれの地域も減少傾向が続いております。また、病床使用率も、札幌市で7.9%、札幌市を除く地域は6.6%、全道7.0%と、いずれの地域も減少傾向が続いております。

続いて、スライド2です。各圏域の状況ですが、新規感染者数の先週比が、道北圏を除く全ての圏域で、「1」を下回っておりまして、減少傾向が続いているほか、病床使用率も、全ての圏域で、10%を下回るなど、減少傾向が続いております。

続いて、スライド3、総評①です。全国の状況です。新規感染者数について、国の専門家は、今後、横ばい又は減少傾向が続くことが見込まれると指摘している中、本道は10万対の新規感染者数は他県と比較し、低い水準となっております。

医療提供体制です。病床使用率は、減少傾向が続き、札幌市も同様の傾向にある中、重症病床使用率は1.6%と、横ばいで推移しております。

感染状況です。新規感染者数は、3月10日以降、50人を下回り、昨年1月16日以来、1年2か月ぶりの水準となっているほか、年代別では、30代以下の割合が約5割となっております。季節性インフルエンザですが、国の専門家は、全国では同時期と比べ例年よりも低いものの、直近2年間より高い水準にあると指摘している中、道内でも同様の状況にありまして、4保健所管内で注意報、3保健所で警報を発令しております。

続いてスライド4、総評②です。今後の対策です。先程、資料1で説明しましたが、先週10日、政府対策本部において、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う医療提供体制及び公費支援の見直し等についてが決定され、基本的な考え方として、位置づけ変更後は行政の関与を前提とした限られた医療機関による特別な対応から、幅広い医療機関による自律的な通常の対応に移行していくことが示されました。道では、国の決定内容について、市町村や関係団体との情報共有とともに、国の説明内容も確認しながら、移行計画の策定に向けた対応など、速やかに必要な準備を進めてまいります。

ワクチン接種ですが、特例臨時接種を令和6年3月まで延長し、秋に5歳以上の全世代対象の接種を行い、高齢者等重症化リスクの高い方等は、春にも接種を行うことが決定されたほか、令和6年度の定期接種化を見据え、集団接種を縮小し、医療機関での個別接種を中心とする体制への移行が示されましたことから、道では、国に対し、国民や自治体への丁寧な情報提供を求めるとともに、市町村の接種が円滑に進むよう支援してまいります。

続いてスライド5、総評③です。マスクの着用は、本日から個人の判断が基本となる中、道では、引き続き、着用が推奨される場面や効果的な場面の周知とともに、本人の意思に反して、その着脱を強いることがないように、道民の皆様や事業者の方々に呼びかけていくとともに、庁内の取扱いは、国の示した考え方の下、医療機関は着用が推奨されておりますことから、道立病院などでは職員を含め着用をお願いするものの、原則として、勤務中の職員や来庁される方々には、一律にその着用は求めず、個人の判断に委ねることとし、先週9日にその旨の通知を発出したところでございます。

国の基本的対処方針では、マスク着用の見直し後においても、基本的な感染対策が重要とされておりますので、三密回避、人との距離の確保、手洗い等の手指衛生や十分な換気など、基本的な感染対策を実践いただけるよう、道民の皆様に呼びかけるとともに、オミクロン株対応2価ワクチンの速やかな接種検討を働きかけてまいります。

また、年度末から年度始めにかけては、就職、進学、転勤などにより、人の入れ替わりが多い時期となりますので、基本的な感染対策を含め、感染に不安を感じる際の検査、症状があるときの自己検査や陽性者登録センターの活用など、道民の皆様にこれまでお願いしている行動を、市町村とも連携し、改めて確認いただくよう働きかけますととも

に、事業者の方々にも再確認を行うよう依頼してまいります。

続いてスライド6、総評④です。無料検査事業ですが、5月7日までその期間を延長いたします。

5類移行に伴い、特措法に基づき設置されている政府対策本部や道の対策本部が廃止となりますことから、現在の道の対策本部に代わる機能について、国が示した医療提供体制の段階的な移行、それから、政府対策本部の廃止に伴う国の対応や社会経済活動への影響なども鑑みまして、その必要な機能や体制の検討を進めてまいります。

次に、スライド7以降について、何点か主要な動向等を補足説明いたします。スライドを少し飛ばしまして、スライド19をご覧ください。棒グラフの右側のとおり、どの年代も減少傾向が続いている中、左側の円グラフのとおりですが、その割合では、引き続き30代以下が最も高い状況にあり、48.1%と、足下で若干増加傾向にあるほか、40代から50代の割合が27.9%と概ね横ばい傾向、また、60代以上は、24.1%と、その割合は足下で若干減少傾向にある状況にあります。

次に、スライド20をご覧ください。集団感染の発生状況ですが、こちらも感染状況と同様に減少傾向が続いております。

次に、スライド21をご覧ください。ワクチン接種ですが、上段の表、オミクロン株対応2価ワクチンは、9日現在、VRSベースで約253万2千人、接種率は48.9%と、全国を上回っており、このうち65歳以上についても、約126万4千人、接種率は75.5%と、全国を上回っておりまして、この状況は、2月28日から続いております。下段の表の下の枠ですが、小児の接種率は、1回目21.7%、2回目20.9%、3回目9.7%と微増の状況にあります。

続いて、スライド22をご覧ください。表の右側、赤の太枠のところですが、先週8日から、ファイザー社の小児用オミクロン株対応ワクチンの接種が可能となりまして、初回接種を完了した5歳から11歳の方を対象に、接種間隔は、前回接種から3か月となりましたほか、各々、朱書きの部分になりますが、表の左側から3列目の中段、ファイザーの従来株の小児用ワクチンの追加接種の間隔もこれまでの5か月から3か月に短縮され、表の中央の下段になりますが、ノババックスワクチンの追加接種の対象年齢が、18歳から12歳に引き下げられたところがございます。

スライド23をご覧ください。令和5年度の新型コロナワクチンの接種方針が先般、決定されたところがございますが、この中では、自己負担が生じない特例臨時接種が令和6年3月31日までの1年間延長されまして、表の左側、現在、進められている令和4年の秋開始接種は、小児を除き5月7日で終了となりまして、その後、表の中央、5月8日からの令和5年の春開始接種では、65歳以上の高齢者や5歳以上の方で基礎疾患を有する方等の重症化リスクが高い方や、医療従事者等を対象に1回の接種を行うこととされており、表の右側、秋、9月からは、5歳以上の全世代を対象に1回接種することとされたほか、初回接種は、生後6か月からの全年代で、1年を通じて接種を進めることとされたところございまして、このように令和5年度につきましては、接種対象者やその接種時期などの条件が様々に設定され、複雑となっておりますので、市町村とも連携して、分かりやすい情報発信に努めてまいります。

続いて、スライド24をご覧ください。オミクロン株対応2価ワクチンや、ノババックスワクチンの接種を進めてきた道の接種センターですが、今月26日を最後に終了いたします。現在、最終日分までの予約を受付中でございまして、全ての日程で一定の空きがありますので、接種できる時期を迎えている方は、この機会に接種の検討をお願いしたいと思います。

その他のスライドについては、本日の説明に関するデータや情報でございますので、後ほどご覧いただきたいと思っております。資料2の説明は以上となります。

最後に資料3をご覧ください。専門家や有識者の皆様のご意見を伺いますとともに、市町村や関係団体の方々にも事前にお知らせをしております。有識者、専門家の皆様からは、「概ね妥当」である旨のご意見をいただいております。その主な内容をご紹介しますと、「患者等の公費支援は、ひとり親や低所得者など様々な方に、過度な負担とならぬよう、国において引き続き検討をお願いしたい。」こうしたご意見が寄せられました。今後の対策の参考としてまいります。私からの説明は以上でございます。

【副本部長（小玉副知事）】

次に札幌市の感染状況について、オブザーバー出席いただいております札幌市保健所の山口感染症担当部長から説明をお願いいたします。

【山口札幌市感染症担当部長】

札幌市の山口でございます。資料4に基づきまして、札幌市内の感染状況についてご説明をいたします。それでは、最初のスライドをご覧ください。

新規感染者の1週間の合計につきまして、3月12日時点では842人。札幌市の人口10万人当たりに換算いたしますと42.9人となっております。

次のスライドをご覧ください。市内の入院患者数、黄色い棒グラフでございますが、この推移について見てみますと直近では60人となっております。新規感染者数、入院患者数共に低い水準で推移をしている状況でございます。また、重症患者数は、赤の折れ線グラフでございますが、ゼロの状況が続いております。以上でございます。

【副本部長（小玉副知事）】

次に、各部、振興局から順次発言をお願いいたします。まず、総務部長をお願いします。

【藤原総務部長】

資料5をご覧ください。先ほど総評の中でも言及がございましたが、職員や来庁者の方々のマスクの取扱いにつきまして、その内容をご報告させていただきます。道庁におきましては、国の示した考え方を踏まえ、原則として、職員や来庁者の方々に対してマスクの着用は求めず、個人の判断に委ねるとしております。また、道立病院などでは、マスクの着用が効果的であり、推奨されておりますことから、着用をお願いすることとしております。さらに、着用につきましては、個人の判断に委ねることが基本ではございますが、感染対策上又は職務上の理由等により、着用を求められることができるとされており、所属長におかれましては、それぞれの職場の状況に応じて、適切に対応していただきたいと考えております。

次に、3「道が主催する会議・イベント等」におきましては、高齢者等重症化リスクの高い参加者が多い場合や、換気がしにくい会場での開催などの場面では、感染対策上の理由により着用を求められることができるとしております。ただし、これらの場合でありましても、留意事項のところにありますとおり、マスクをする、しないにつきましては、個人の主体的な判断が尊重されることが基本でありまして、本人の意思に反して着脱を強いることのないように、適切な取扱い、また庁内での周知をお願いしたいと思っております。

次のスライドです。最後でございますが、こうした見直し後の来庁者の方々への対応や、

感染防止対策の周知に関しまして、庁舎内や執務室でのポスターや啓発チラシの掲示などにつきましては、それぞれ各部局でのご協力をお願いしたいと思います。以上でございます。

【副本部長（小玉副知事）】

次に観光局長、お願いいたします。

【鶴蒔観光局長】

資料6「HOKKAIDO LOVE！割の対象期間延長について」ご報告をさせていただきます。

先週水曜日、3月8日に、国から、これまで3月31日としていた全国旅行支援の実施期間を、令和5年4月以降延長し、予算の執行状況を踏まえ、引き続き、事業を実施する旨通知がありました。これに伴いまして、道では、HOKKAIDO LOVE！割の対象期間を7月14日まで延長し、予算の範囲内で実施することといたしました。国の取扱によりまして、ゴールデンウィーク期間中の4月29日から5月7日利用分は対象外となりますが、予約販売は、宿泊事業者については、3月12日（日）正午以降、旅行事業者については3月15日（水）正午以降、事業者の方々の準備が整い次第、開始いたします。また、3月13日以降、マスク着用は個人の判断が基本となりますが、道といたしましては、利用者の皆様や事業者の皆様に、引き続き、手指衛生や三密の回避など、基本的な感染対策の実践を求めてまいります。

なお、有識者の皆様からは道案に異論はなく、いずれも理解を示して頂いたところでございます。説明は以上です。

【副本部長（小玉副知事）】

その他、各部、振興局等からご発言ございませんか。なければ本部長からお願いします。

【本部長（鈴木知事）】

本日の道内の新規感染者数は112人、人口10万人当たりでは、46.8人となりました。3月10日以降、50人を下回っております。昨年1月16日以来、1年2か月ぶりの水準となっております。

また、全道の病床使用率は、6.9%と、10%を下回っています。重症病床使用率についても同様に、1.6%と、低い水準になっています。国の専門家からは、今後の動向について、新規感染者数は全国的に横ばい又は減少傾向が続くことが見込まれる、と指摘される状況にあります。

こうした中、先週10日、政府対策本部において、5類への移行後の医療提供体制や公費支援の具体的な内容などが決定され、行政の関与を前提とした限られた医療機関による特別な対応から、幅広い医療機関による自律的な通常の対応に移行していくことが、基本的な考え方として示されました。道としては、今回の決定内容について、市町村や関係団体と情報共有を行うとともに、国の説明内容も確認をしながら、入院に関する移行計画の策定に向けた対応など、速やかに必要な準備を進めるよう、指示をいたします。

また、来年度のワクチン接種についても、対象者や接種時期などが決定されました。引き続き、オミクロン株対応ワクチンなどの接種が円滑に進むよう、市町村の支援に努めるようお願いします。

本日から、マスクの着用については、個人の判断が基本となります。庁内での取扱いに

についても、先週9日に通知をしたところであります。本日の対策本部は、この取扱いを踏まえて開催をいたしました。新たなマスク着用の考え方については、引き続き、道民の皆様や事業者の方々に丁寧に周知し、本人の意に反してマスクの着脱を強いるといったことがないように、呼びかけをするようお願いいたします。

国の基本的対処方針においては、マスク着用の見直し後においても、基本的な感染対策が重要とされています。このため、本部員、地方本部員においては、三密回避、人との距離の確保、手洗い等の手指衛生や十分な換気といった基本的な感染対策の実践について、道民の皆様に呼びかけるようお願いいたします。

また、年度末・年度始めにかけて、就職、進学、転勤などにより、人の入れ替わりが多い時期になります。基本的な感染対策を含め、感染に不安を感じる際の検査、症状があるときの自己検査、陽性者登録センター等の活用など、道民の皆様をお願いをしている行動について、市町村とも連携し、改めて確認いただくよう働きかけるとともに、事業者の方々にも再確認を行っていただくよう、ご依頼をお願いいたします。

新たなマスク着用の考え方、医療提供体制の段階的移行など、今後、本格的な移行フェーズに入っていきます。5類移行は5月8日が予定されているわけではありますが、移行に伴い、特措法に基づき設置されている政府対策本部や、道の対策本部は廃止されることになります。現在の道の対策本部に代わる機能について、国が示した医療提供体制の段階的な移行、政府対策本部の廃止に伴う国の対応、社会経済活動への影響などを鑑み、必要な機能や体制を検討するよう、指示をいたします。

最後に、HOKKAIDO LOVE! 割、全国旅行支援についてであります。現在、実施期間を3月31日利用分までとしておりますが、ゴールデンウィークの期間を除き、7月14日利用分まで延長することとし、宿泊事業者については昨日12日から、旅行事業者については15日から販売を開始いたします。観光事業者の方々においても、基本的な感染対策などの再確認を行っていただき、利用者の皆様との双方において感染対策を引き続き実践していただけるよう、働きかけをお願いいたします。私からは以上です。

【副本部長（小玉副知事）】

本部長から指示のあったことにつきまして、本部員は必要な対応をお願いいたします。

以上をもって、新型コロナウイルス感染症対策本部の第142回本部会議を終了いたします。

(了)